

船舶事故調査報告書

平成25年8月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年8月5日（日） 13時45分ごろ
発生場所	福井県小浜市内外海漁港泊地区南西方沖 小浜市所在の小浜港沖防波堤灯台から真方位331° 5,000m 付近 (概位 北緯35° 32.4′ 東経135° 42.3′)
事故調査の経過	平成25年1月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三波 ^{はとう} 涛丸、1.5トン FK3-10877（漁船登録番号）、個人所有 8.08m (Lr) × 2.28m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数16、平成3年6月24日 B モーターボート ^{ウイナーズ} WINNERS、1.5トン 253-28424福井、個人所有 5.78m (Lr) × 2.21m × 1.17m、FRP ガソリン機関、44.1kW、平成14年10月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月2日 免許証交付日 平成21年3月13日 (平成26年11月30日まで有効) B 船長B 男性 50歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年12月19日 免許証交付日 平成23年12月19日 (平成28年12月18日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（同乗者B ₁ 及び同乗者B ₂ ）
損傷	A なし B 右舷船側外板等に亀裂、船外機の始動不良
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、さざえ網漁を終えて内外海漁港

	<p>泊地区（以下「泊漁港」という。）へ向けて帰途につき、船長Aが、船外機付近に設けた板に腰を掛けて右手で船外機のハンドル操作に当たり、小浜湾北部の内外海半島松ヶ崎南方沖において、左舷船首方10～20°付近にB船を認めた。</p> <p>船長Aは、B船が錨泊して釣りをしていると思い、B船の船尾方を約20～30m離して通過できるように約5.3ノットの対地速力で東進し、船首方から波しぶきを受けるので、波しぶきを避けるため、左舷前方に顔を向け、約3分間航行を続けたところ、平成24年8月5日13時45分ごろ、衝撃を感じ、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>A船は、自力航行して泊漁港に帰港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人（以下「同乗者B₁」、「同乗者B₂」及び「同乗者B₃」という。）を乗せ、釣りを終えて泊漁港南西方沖で漂泊し、機関を停止して船首を南方に向け、船尾甲板で釣り上げた魚の処理を行っていたところ、船長Bは、同乗者B₂からB船に向けて接近するA船のことを知らされた。</p> <p>船長Bは、A船の動静を見守っていたが、A船にB船を避ける様子がなく、A船がB船の右舷正横約200mまで接近したので、A船に対し、大きく手を振って大声で叫んだものの、A船の針路及び速力に変化が認められず、衝突の危険を感じて同乗者B₂及び同乗者B₃と共に海に飛び込み、その後、B船の右舷中央部とA船の船首部とがほぼ直角に衝突した。</p> <p>船長Bは、泳いでB船に戻り、B船を操船して同乗者B₂及び同乗者B₃を救助し、A船に乗り移っていた同乗者B₁をB船に乗せ替え、自力航行して小浜市所在のマリーナに戻ったのち、118番及び119番通報した。</p> <p>同乗者B₁及び同乗者B₂は、救急車で病院へ搬送され、同乗者B₁が腰背部打撲傷及び下腿擦過創と、同乗者B₂が大腿打撲傷とそれぞれ診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3～4、視界 良好 海象：波高 約70cm、水温 約27℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、船長Bの合図及び声に気付かなかった。</p> <p>船長B及び同乗者3人は、釣りを行っていた際は全員が救命胴衣を着用していたが、本事故当時は釣りを終えていたので、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、泊漁港南西方沖を東進中、船長Aが、B船を視認し、錨泊</p>

	<p>して釣りをしていると思い、B船の船尾方を約20～30m離して通過できるように航行していたものの、船首方からの波しぶきを避けようとして左舷前方に顔を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向けて航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、泊漁港南西方沖において漂流中、船長Bが、A船の接近を知ったものの、A船がB船の右舷正横約200mに接近するまでA船の動静を見ていたことから、接近したA船に対し、手を振り、声を出して注意を喚起したが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、泊漁港南西方沖において、A船が東進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方からの波しぶきを避けようとして左舷前方に顔を向け、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、A船の接近を知ったものの、A船がB船の右舷正横約200mに接近するまでA船の動静を見ていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 波しぶきを受けて船首方を視認できない場合は、停止したり、速力を減じて航行したりすること。 ・ 漂流中、接近する他船を認めた場合、速やかに注意喚起を行い、他船に避航する様子が見られない場合は、機関を使用して直ちに移動すること。 ・ 船長は、小型船舶の暴露甲板に乗船している場合は、救命胴衣を着用させるように努めること。